

大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成29年7月九州北部豪雨により災害救助法適用を受けた地域（日田市・中津市）及び平成29年台風18号により甚大な被害を受けた災害救助法適用地域（津久見市・佐伯市）並びに災害救助法適用基準（住家滅失世帯）の1/2以上となる市町村（臼杵市）において、地域経済を支える小規模事業者の持続的発展を後押しする復旧・復興事業に対して支援するため、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業実施要領（平成29年7月21日商労企第591号。以下「実施要領」という。）及び大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業採択要領（平成29年7月21日商労企第592号。以下「採択要領」という。）に基づき、採択要領第4条第2項に定める経営計画及び補助事業計画の採択を受けた事業者が事業を実施する経費に対して予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。

なお、補助金の交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、交付申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式1-1または1-2）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税相当額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（様式2）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）申請書（様式3）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及びこの補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は知事の承認

を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）を勘案して知事が別に定める期間を経過している場合はこの限りではない。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間に定められている処分制限期間を経過している場合はこの限りではない。
 - (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (9) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (10) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式4）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (11) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
 - (12) その他規則及びこの要綱及び実施要領の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の各経費区分ごとの30パーセント以内の増減

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、規則第4条により補助金の交付の決定を行うものとする。補助事業者が災害救助法適用地域の単独事業者の場合には、決定額の上限を1事業者あたり150万円とし、災害救助法適用基準（住家滅失世帯）の1/2以上となる市町村の単独事業者の場合には、決定額の上限を1事業者あたり75万円とする。

2 前項のほか、複数の小規模事業が連携した災害救助法適用地域の共同事業の場合には、1事業者あたりの決定額の上限を、150万円に連携小規模事業者数を乗じた金額の合計とし、災害救助法適用基準（住家滅失世帯）の1/2以上となる市町村の共同事業の場合には、1事業者あたりの決定額の上限を、75万円に連携小規模叔父業者数を乗じた金額の合計とする。ただし、災害救助法適用地域の共同事業の場合には、1,500万円を上限とし、災害救助法適用基準（住家滅失世帯）の1/2以上となる市町村の共同事業の場合には、750万円を上限とする。

3 知事は、第3条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、規則第6条の規定による通知は、交付決定通知書（様式5）により行うものとする。

4 知事は、第3項による交付の決定に当たっては、第3条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当

該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

- 5 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 知事は、小規模事業者が大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業を行うために不可欠な経費で、平成29年7月九州北部豪雨以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取り下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

- 第7条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、遂行状況報告書(様式6)により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは現地調査を行うことができる。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式7)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(様式8)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- (1) 事業実績書(様式9)
- (2) 収支精算書(様式10)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(様式11)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により補助事業者が知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行し、平成29年度予算事業に係る大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、平成29年度の9月補正予算(追加)に係る大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金から適用する。

別表

<p>事業名</p>	<p>大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象となる経費は、次の（１）から（３）の条件をすべて満たすもので、別紙にかかげるものとする。</p> <p>（１）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>（２）交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費（ただし、小規模事業者が大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業経営計画及び補助事業計画を行うのに不可欠な経費で、平成２９年７月九州北部豪雨及び平成２９年台風１８号以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、本補助金の対象とすることができる）</p> <p>（３）証拠資料等によって支払金額が確認できる経費</p>
<p>補助率</p>	<p>１／２以内</p>

(別紙)

補助対象経費

補助対象となる経費は、次の(1)から(3)の条件をすべて満たすもので、以下に掲げるものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費（ただし、小規模事業者が被災地域小規模事業者持続化支援事業経営計画及び補助事業計画を行うために不可欠な経費で、平成29年7月九州北部豪雨及び平成29年台風18号以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる）
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

支出（経費区分）	内容
1. 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費等
2. 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費等
3. 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4. 旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費
5. 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6. 資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
7. 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等
8. 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費等
9. 専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
10. 専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
11. 車両購入費	事業の遂行に必要不可欠であり、もっぱら補助事業で取り組む特定の業務のみに用いる車両の購入に必要な経費
12. 委託費	上記1. から11. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費等（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）
13. 外注費	上記1. から11. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費等（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）

(様式1)

記入日： 年 月 日

大分県知事 殿

郵便番号
住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印
※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付申請書

大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

(注) 2、5、6のみ漏れなくご記入ください

記

1. 補助事業の目的および内容
(別紙1-1または1-2) 補助事業計画書のとおり
2. 補助事業の開始日および完了予定日 (最長で平成30年3月31日まで)
交付決定日～平成 年 月 日
3. 補助対象経費
(別紙1-1または1-2) 補助事業計画書のとおり
4. 補助金交付申請額
(別紙1-1または1-2) 補助事業計画書のとおり
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項 (該当するものに○)

(1) あり / (2) なし

* 「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。

該当事項： _____

6. 消費税の適用に関する事項 (該当するもの一つに○)

(1) 課税事業者 / (2) 免税事業者 / (3) 簡易課税事業者

* 消費税の適用区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。

* 複数事業者による共同申請の場合には、税抜算定となりますので、選択不要です。

(様式1-1: 単独1事業者による申請の場合)

補助事業計画書

名 称: _____

1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること)
2. 設備・施設の復旧含む販路開拓等の取組内容【該当者のみ必須記入】
3. 設備・施設の復旧含む業務効率化(生産性向上)の取組内容【該当者のみ必須記入】
4. 補助事業の効果【必須記入】

※採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名」等が一般公表されます。

※欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

2. 収支予算書【必須記入】

(1) 収入

(単位：円)

項目	予算額 (税抜・税込)	備考(内容・内訳)
県補助金	円	
合計		

(2) 支出

(単位：円)

項目(経費区分)	予算額 (税抜・税込)	備考(内容・内訳)
	円	
合計		

※県補助金額の上限は災害救助法適用地域については150万円、災害救助法適用基準(住家滅失世帯)の1/2以上となる市町村は75万円、支出(補助対象経費)合計の2分の1以内(円未満切捨て)の金額です。

※火災保険等保険金支払があった場合は(1)収入の欄に記入してください。

※(2)支出の項目(経費区分)は別紙の1~13の各費目を記載してください。

(1. から 2. の各項目について記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加できます。)

(様式1-2:複数事業者による共同申請の場合)

補助事業計画書

代表事業者名称: _____

1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること)
2. 設備・施設の復旧含む販路開拓等の取組内容【該当者のみ必須記入】
3. 設備・施設の復旧含む業務効率化(生産性向上)の取組内容【該当者のみ必須記入】
4. 共同事業について【必須記入】 (1) 共同で事業を実施する必要性 (2) 共同事業における参画小規模事業者の役割・取組(全ての参画事業者について記入し、体制図も記載すること)
5. 補助事業の効果【必須記入】

※採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名」等が一般公表されます。

※欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

2. 収支予算書【必須記入】

＜個別の収支予算書＞※共同申請の場合は事業者ごとに、作成してください。

【（1者目）代表事業者名称： 】

（1）収入 （単位：円）

項目	予算額 (税抜)	備考（内容・内訳）
県補助金	円	
小計		

（2）支出 （単位：円）

項目（経費区分）	予算額 (税抜)	備考（内容・内訳）
	円	
小計		

※火災保険等保険金支払があった場合は（1）収入の欄に記入してください。

※（2）支出の項目（経費区分）は別紙の1～13の各費目を記載してください。

【（2者目）参画事業者名称： 】

（1）収入 （単位：円）

項目	予算額 (税抜)	備考（内容・内訳）
県補助金	円	
小計		

（2）支出 （単位：円）

項目（経費区分）	予算額 (税抜)	備考（内容・内訳）
	円	
小計		

※3者以上の共同申請であれば、適宜、参画事業者の収支予算書を追加し記入してください。

※火災保険等保険金支払があった場合は（1）収入の欄に記入してください。

※（2）支出の項目（経費区分）は別紙の1～13の各費目を記載してください。

<収支予算書総括表（共同申請の合計）>

(1) 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考（内容・内訳）
県補助金	円	
小計		

(2) 支出

(単位：円)

項目（経費区分）	予算額	備考（内容・内訳）
	円	
小計		

※火災保険等保険金支払があった場合は(1)収入の欄に記入してください。

※(2)支出の項目(経費区分)は別紙の1~13の各費目を記載してください。

※各事業者の該当項目の金額と一致するように記載してください。

※県補助金額の上限は災害救助法適用地域については150万円、災害救助法適用基準(住家減失世帯)の1/2以上となる市町村は75万円、支出(補助対象経費)合計の2分の1以内(円未満切捨て)の金額です。

※収支予算書総括表に記載する補助金交付申請額の合計額の上限は、災害救助法適用地域については「150万円×該当する小規模事業者数」、災害救助法適用基準(住家減失世帯)の1/2以上となる市町村は「75万円×該当する小規模事業者数」の金額です。

*ただし、災害救助法適用地域については最高1,500万円まで、災害救助法適用基準(住家減失世帯)の1/2以上となる市町村は最高750万円まで

※補助対象経費合計額の2分の1が、当該共同申請全体の補助上限額を超える場合、各事業者の補助金交付申請額は、全ての事業者の補助率が同じになるように、各事業者の補助対象経費小計額に応じて、按分して算出します。

(1. から 2. の各項目について記載内容が多い場合は、適宜、行数・ページ数を追加できます。)

(様式2)

年 月 日

大分県知事

殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記 年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

(備考)

以下、様式1-1または1-2の記の以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

(様式3)

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・
氏名

印

※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業に係る
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業について、下記のとおり中止（廃止）
したいので承認されるよう、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要
綱第4条第1項第2号の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止の期間（又は廃止の期日）
3. 中止（廃止）後の措置

(様式4)

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印
※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定
したので、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第4条第10項
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 1. 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2. 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
| 5. その他 | | |
| (1) 別紙を添付すること。 | | |
| (2) その他参考となる書類 | | |
| 消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること | | |

(別紙)

年度被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印
※共同申請の場合は連名

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

(様式5)

第 号
平成 年 月 日

殿

※共同申請の場合は連名

大分県知事

印

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分
県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 補助対象経費	金	円
2 補助金の交付決定額	金	円

<内訳> ※共同申請でない場合、内訳欄は削除

(申請者名) <代表者>

1 補助対象経費	金	円
2 補助金の交付決定額	金	円

(申請者名) <共同事業者1>

1 補助対象経費	金	円
2 補助金の交付決定額	金	円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合は、変更承認申請書(様式2)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止(廃止)申請書(様式3)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及びこの補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)を勘案して知事が別に定める期間を経過している場合はこの限りではない。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間に定められている処分制限期間を経過している場合はこの限りではない。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書（様式4）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則及びこの被災地域小規模事業者持続化支援補助金交付要綱及び被災地域小規模事業者持続化支援事業実施要領の定めに従うこと。
- (13) 上記（1）の知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更や補助対象経費の各経費区分ごとの30パーセント以内の増減とする。

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業に係る変更承認申請書（様式2）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

(様式6)

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印
※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名（補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。）
大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業
（平成 年 月 日交付決定）
2. 補助金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
3. 実施した補助事業の概要
 - (1) 事業者名
 - (2) 事業名
 - (3) 事業の概要
 - i) 具体的内容
 - ii) 本事業の進め方イメージ
 - (4) ●月末現在の実施状況
（①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、
の3点について記入）
 - (5) ●月末現在の事業経費の状況
・支出内訳書（別紙）
 - (6) 本補助事業がもたらす効果等
 - (7) 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(様式7)

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印
※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金 円を精算払（概算払）
の方法により交付されるよう、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付
要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了)年月日	備考
円	円	円	円	円	

(注) 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）
*以下の5項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のペー
ジのコピーを添付すること。

振込先金融機関名：
金融機関コード（4桁）：
支 店 名：
支店コード（3桁）：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義（カタカナ）：

※共同申請の場合には補助事業者ごとに振込先情報等を記載すること。

(様式8)

平成 年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印
※共同申請の場合は連名

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業について、下記のとおり実施したので、大分
県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実
績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書(様式9)
 - (2) 収支精算書(様式10)
 - (3) 契約書又は見積もり書の写し
 - (4) 完成写真
 - (5) 検査調書の写し
 - (6) 領収書又は請求書の写し
 - (7) 財産管理台帳の写し
 - (8) その他知事が必要と認める書類

(様式9)

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要した経費

(単位：円)

事業名	補助対象経費	経費の内容

(様式10)

収支精算書

1 収入

項目	精算額 (税抜・税込)	予算額 (税抜・税込)	増減	備考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支出

項目 (経費区分)	精算額 (税抜・税込)	予算額 (税抜・税込)	増減	備考
	円	円	円	
計				

(様式 1 1)

第 年 月 日 号

殿

※共同申請の場合は連名

大分県知事

印

年度大分県被災地域小規模事業者持続化支援補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で提出のありました 年度大分県
被災地域小規模事業者持続化支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付
け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、
金 円に確定したので、大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助
金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。